

(仮称) 自治基本条例の制定に向けた平成 30 年度以降の進め方

■ 第 1 ステージ
(平成 28 年度～平成 29 年度)

[ゴール=案の段階]

検討案

…市民WSと検討会の意見を
中心に作成する案

[取組み]

市民WS会等を実施して得た
情報をまとめて検討案を作成
する。

- ・市民と市職員とのWS「逗子の未来協議会」の実施
- ・有識者と市職員との検討会の実施

■ 第 2 ステージ
(平成 30 年度以降)

[ゴール=案の段階]

パブリックコメント案

…“押しかけ円卓フォーラム”等
で受けた意見等と関連条例の検
討状況を踏まえて検討し、必要な
修正を施したパブリックコメン
トを実施するための案

[取組み]

- 広く市民全般に向けた周知・理解
促進の活動と案のブラッシュア
ップを行う。
- ・広報ずし、市HPによる検討案
の周知（説明・意見聴取）
 - ・“押しかけ円卓フォーラム”の実
施（説明・意見聴取）
 - ・関連条例の検討状況や市長の意
向に応じた検討
 - ・“押しかけ円卓フォーラム”等で
受けた意見について、逗子の未
来協議会へ報告・意見聴取

■ 第 3 ステージ

[ゴール=案の段階]

条例案

…市議会に議案として提
出する案

[取組み]

成案に向けた最終手続き
を実施して、条例案とし
てまとめる。

- ・パブリックコメントの
実施
- ・パブリックコメントで
受けた意見について、
逗子の未来協議会へ報
告・意見聴取
- ・例規文書審査

■ 第 4 ステージ
～ 施行の段階

条例を育て、
実施していく。